

# パブリックコメント等に基づく 「第5次北九州市男女共同参画基本計画(素案)」の修正について

## 1 パブリックコメントに基づく修正

### 修正 1 (最終案 P33)

第3章 柱Ⅱ「あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画拡大」  
施策の方向4「政治分野への女性の参画拡大」

#### 【計画(素案)に対する市民意見】

No. 25

市民の政治への関心を高め、の前に「子どもから大人まで」の文言を入れる方が、下に続く具体的な施策の学校で主権者教育を行うことを表現できる。※主権者教育は、女性だけの問題ではない。

#### 【修正】

下記のとおり文章を追加(下線が追加箇所)

修正前	修正後
北九州市においても、政治に多様な意見を反映させる観点から、政治分野への女性の参画を推進するため、法に基づき、男女を問わず、立候補や議員活動等をしやすい環境整備を進めるとともに、市民の政治への関心を高め、政治に参加する人材を育成する取組を進めます。	北九州市においても、政治に多様な意見を反映させる観点から、政治分野への女性の参画を推進するため、法に基づき、男女を問わず、立候補や議員活動等をしやすい環境整備を進めるとともに、 <u>子どもから大人まで</u> 、市民の政治への関心を高め、政治に参加する人材を育成する取組を進めます。

### 修正 2 (最終案 P39)

第3章 柱Ⅳ「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進」

#### 【計画(素案)に対する市民意見】

No. 48

「ライフ」を支える子育てや介護等の施策を各分野別に基づき実施します。」この「各分野」がどこを示しているのかが分かりにくかった。

#### 【修正】

下記のとおり文章を追加(下線が追加箇所)

修正前	修正後
あわせて、「ライフ」を支える子育てや介護等の施策を各分野別計画に基づき実施します。	あわせて、「ライフ」を支える子育てや介護等の施策を、「 <u>元気発進！子どもプラン</u> 」や「 <u>しあわせ長寿プラン</u> 」などの各分野別計画に基づき実施します。

### 修正 3 (最終案 P50)

#### 第3章 柱V「安心して健康に暮らせる社会の実現」

##### 施策の方向2「ハラスメント及び性犯罪等の防止」

###### (2)性犯罪等防止に向けた啓発・相談の実施

#### 【計画(素案)に対する市民意見】

No. 59

「…女性の防犯意識の向上を図る」という点に関して、この文章では、被害者である女性の防犯意識が低いのでこれを向上する必要があるように見える。被害者が気をつけるのではなく、加害者が犯罪を起こさないようにするという点が第一にすべきことである。必要なのは、犯罪を犯さない教育、法の順守教育であろう。

#### 【修正】

下記のとおり文章を修正(下線が修正箇所)

修正前	修正後
防犯の専門家による体験型のセミナーを通じて、性犯罪の実態や防犯対策を学ぶとともに、 <u>女性の防犯意識の向上</u> を図ります。	防犯の専門家による体験型のセミナーを通じて、性犯罪の実態や防犯対策を学ぶとともに、 <u>市民の防犯知識の啓発</u> を図ります。

### 修正 4 (最終案 P57)

#### 第4章 数値目標・モニタリング指標

#### 【計画(素案)に対する市民意見】

No. 65

「モニタリング指標」とはどういう意味なのか不明。「数値目標と、参考となるモニタリング指標を設定した」とはどういう意味か。どのように違うのか、説明が不十分である。数値目標をきちんと示すべきである。

#### 【修正】

下記のとおり文章を修正(下線が修正箇所)

修正前	修正後
第5次計画の進捗状況を評価するため、計画の柱ごとに数値目標と <u>参考となるモニタリング指標</u> を設定しました。	第5次計画の進捗状況を評価するため、計画の柱ごとに「数値目標」と、 <u>数値の推移を参考として把握する「モニタリング指標」</u> を設定しました。

## 修正 5 (最終案 P63)

### 付属資料・用語解説

#### 【計画(素案)に対する市民意見】

No. 56

(「困難を抱えた女性等」について)等の対象が分からないので、4次の基本計画の(1)の記載のとおり、障がい者、ひとり親、外国人等の困難な女性の家族とか子どもとか具体的に記載をしてほしい。

#### 【修正】

下記のとおり付属資料・用語解説に文章を追加(下線が追加箇所)

修正前	修正後
用語解説 【あ】(略)	用語解説 【あ】(略) <b>【か】</b> <u>困難を抱えた女性等</u> <u>性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性のこと。</u>
【さ】(略)	【さ】(略)

## 修正 6 (最終案 P97)

### 付属資料・男女共同参画に関する国内外の動き

#### 【計画(素案)に対する市民意見】

No. 58

付属資料について 共同親権についての新たな法律の対応が入っていない。付属資料に条文を入れ、DV 対策の考慮を入れるべきではないか。

#### 【修正】

下記のとおり付属資料・男女共同参画に関する国内外の動きに文章を追加(下線が追加箇所)

修正前	修正後
男女共同参画に関する国内外の動き (前略) 令和6年(2024) 日本	男女共同参画に関する国内外の動き (前略) 令和6年(2024) 日本 <u>5月「改正民法」が可決・成立(共同親権が法制化:令和8年施行)</u>

## 2 パブリックコメントに基づくもの以外の修正

### 修正 7 (最終案 P26)

#### 第1章 柱I「ジェンダー平等が浸透した社会の実現」

##### 施策の方向2「男性にとってのジェンダー平等の推進」

###### 【修正理由】

女性の社会進出は進んでいるが、依然として家事・育児や介護などのアンパイドワーク（無償労働）を主に女性が担っている現状であることを追記するもの。

###### 【修正】

下記のとおり文章を追加・修正(下線が追加・修正箇所)

修正前	修正後
「男性は仕事」という大黒柱バイアスにとられることなく、 <u>女性の社会進出が進む中</u> 、男性も主体性をもって、家事、育児、介護等の家庭生活や地域活動にも参加できるよう啓発や支援が必要です。	<u>女性の社会進出が進む一方、依然として、家事・育児や介護などのアンパイドワーク(無償労働)を主に女性が担っている現状をふまえ</u> 、「男性は仕事」という大黒柱バイアスにとられることなく、男性も主体性をもって、家事、育児、介護等の家庭生活や地域活動にも参加できるよう啓発や支援が必要です。

### 修正 8 (最終案 P51、P65)

#### ①第3章 柱V「安心して健康に暮らせる社会の実現」

##### 施策の方向3「生涯を通じた女性のヘルスケア支援」

###### (3)生涯を通じた女性の健康の保持・増進

#### ②付属資料・用語解説

###### 【修正理由】

リプロダクティブ・ヘルス・ライツは国の「第5次男女共同参画基本計画」に記載され、今計画で新規に施策の方向とした「生涯を通じた女性のヘルスケア支援」を補足する用語であるため、具体的施策および用語解説に追記するもの。

###### 【修正】

①下記のとおり文章を修正(下線が修正箇所)

修正前	修正後
「男女共同参画センター」において <u>更年期な</u> ど性や健康に関する正しい理解を促すための講座を実施します。	「男女共同参画センター」において、 <u>リプロダクティブ・ヘルス・ライツ講座</u> など性や健康に関する正しい理解を促すための講座を実施します。

② 下記のとおり付属資料・用語解説に文章を追加(下線が追加箇所)

修正前	修正後
<p>用語解説 (前略) 【ま】(略)</p>	<p>用語解説 (前略) 【ま】(略) <u>【ら】リプロダクティブ・ヘルス・ライツ(性と生殖に関する健康と権利)</u> <u>リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)とは、平成 6 年(1994 年)の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成 7 年(1995 年)の第 4 回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。</u> <u>また、リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利)は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができる」という基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。</u></p>

## 修正 9（最終案 P97）

### 付属資料・男女共同参画に関する国内外の動き

#### 【修正理由】

令和3年5月の「ストーカー行為などの規制に関する法律」の改正や令和4年6月の「AV出演被害防止救済法」の公布・施行など男女共同参画関連の法律について年表に追記し、制度の浸透を図る。

#### 【修正】

下記のとおり付属資料・男女共同参画に関する国内外の動きに文章を追加（下線が追加箇所）

修正前	修正後
男女共同参画に関する国内外の動き （前略） 令和3年(2021) 日本	男女共同参画に関する国内外の動き （前略） 令和3年(2021) 日本 <u>5月「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正・施行</u>
令和4年(2022) 日本	令和4年(2022) 日本 <u>6月「AV出演被害防止・救済法」公布、施行</u>
令和6年(2024) 日本	令和6年(2024) 日本 <u>5月「育児・介護休業法」及び「次世代育成支援対策推進法」改正 （柔軟な働き方のための措置の拡充、 育休取得状況の公表義務拡大） （令和7年4月施行）</u> <u>7月「女性版骨太の方針 2024」策定</u>